

## 多賀城市子ども・子育て会議運営要領

(平成 年 月 日会議決定)

(趣旨)

第1条 この要領は、多賀城市子ども・子育て会議条例（平成25年多賀城市条例第23号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、多賀城市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 会長は、条例第4条第1項の規定により子育て会議の会議を招集しようとするときは、あらかじめ文書により開催の日時及び場所並びに付議する案件を委員に通知するものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

(関係者の出席)

第3条 会長は、必要があると認めるときは、市職員、関係行政機関の職員その他関係者の会議への出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(会議の公開)

第4条 子育て会議の会議は、公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、公開しない理由を明らかにして、非公開とすることができる。

(1) 多賀城市情報公開条例（平成10年多賀城市条例第22号）第7条の非開示情報に該当すると認められる事項について審議を行うとき。

(2) 公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生

ずると認められるとき。

- 2 前項ただし書の規定により子育て会議の会議を非公開とするときは、その会議においてこれを決定する。

(会議録の作成等)

第5条 子育て会議は、次の事項を記録した会議録を作成するものとする。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 会議に付議した事案の件名
- (4) 議事の概要
- (5) その他必要事項

- 2 会議録は、会長が署名して確定する。

- 3 会議録及び子育て会議の審議資料は、前条に定める会議公開の原則に従い公開又は非公開とする。ただし、会長が特に認めたときは、この限りでない。

(事務局長)

第6条 条例第5条の規程により子育て会議の庶務を行うため、事務局長及び事務局長補佐及び書記長を置く。

- 2 事務局長には、多賀城市保健福祉部こども福祉課長を充てる。
- 3 事務局長補佐には、多賀城市保健福祉部こども福祉課長補佐を充てる。
- 4 書記長には、多賀城市保健福祉部こども福祉課保育係長を充てる。

附 則

この要領は、平成 年 月 日から施行する。